

当報告の内容は、それぞれの著者の著作物です。

Copyrighted materials of the authors.

「パレスチナ／イスラエル紛争の変容：最終的地位と新たな課題」（令和5年度第1回研究会）

日時：令和5年8月8日（火曜日）

午後3時～午後7時

場所：東京大学駒場キャンパス／Zoom によるオンライン同時開催

報告者名・報告タイトル：

金城美幸（AA研共同研究員・立命館大学）

「パレスチナ難民の記憶の共有過程と難民帰還権：被占領地に暮らすリフター村出身者を中心に」

役重善洋（AA研共同研究員・同志社大学）

「被占領西岸地区およびエルサレムにおけるイスラエルの考古学発掘調査について」

金城の報告は「記憶」をキーワードに、1970年代から発展してきた研究潮流を整理したうえで、ヌール・マサルハによる「先住民的知識」という視点を軸に、リフター村の出身者による記憶をめぐる活動を分析するものだった。リフター村はエルサレム旧市街の北西方向に広大な土地を有する村だったが、ナクバによって破壊され、現在では55軒の無人化された住居が残されている。報告では村落史の特徴として、①社会関係の土台としての村（親族集団ハムーラなどによる結束）、②村の一体性、③村の持つ重層的な歴史が指摘された。最後にリフターの村民たちが村への帰還実践（訪問）を日常的に行っていることが示され、離散第一世代にとっては苦痛を伴う行為でもあった帰還が、次世代によって知識の保持と共有の取り組みとして継続されていることが明らかにされた。そのうえで、「帰還」が実生活のレベルで取り組まれているリフターの事例は、和平交渉の最終的地位として扱われる難民帰還権の議論に重要な視座を加えるだろうと結んだ。

質疑応答ではリフター村のナクバ以前のパレスチナ社会での位置づけ、「リフターは入り口」という言葉の含意、法廷闘争についての詳細、村落史における女性の扱い、帰属意識の世代間の差違について質問があった。これに対して報告者は、一体性を強調する村落史では社会階層について不問に付す傾向にあること、「入り口」は地理的な意味ではなく祖国パレスチナの解放との関係から理解すべきと推測されること、イスラエル司法での法廷闘争ではリフター村民が「自然保護区」に指定されている点を利用していたこと、数は少ないながら女性による村落史の発表も行われていること、帰還実践においては世代間の差違が確か

に観察されることを応答で述べた。

役重の報告はエルサレムのシルワーン村と西岸地区のマサーフェル・ヤッタ地区を事例に、旧約学とパレスチナ問題の連関を論じるものだった。特にパレスチナにおける旧約学／聖書学の系譜をエドワード・ロビンソンによる 1838 年のシロアム・トンネルの発見から 1990 年代と 2000 年代に入ってからシルワーン村でのイール・ダヴィド基金による活動まで整理し、近年においてはむしろ旧約学／聖書学の発展によって過去の通説が否定される事例もあることが指摘された。また、ヘブロン郊外のマサーフェル・ヤッタ地区では、最高裁の最終的な判定により住民の大量追放の可能性が生じている点に論及があった。特に地区のなかでも規模の大きいアル＝トゥワーニー村では、ビザンツ時代の遺構があったことで開発地域の限定や入植者の立ち入りが行われていることが指摘された。そのうえで、イスラエルの入植政策を西側世界が過小評価する認識枠組みの問題に、こうした聖書解釈と連動する歴史認識があるのではないかと問いかけた。

質疑応答では、シルワーンでの住宅壁画の書き手は誰なのか、遺跡の保護・管理主体として国家が機能することはないのか、遺跡の存在を理由に開発差し止めを申し立てることができる主体の範囲（クリスチャンやイスラム教徒は申し立てができないのか）、報告から導かれる結論部と旧約学／聖書学との関係性はどこにあるのか、最高裁の判定が覆った背景とは何かについて質問があった。報告者は、シルワーンの住宅壁画は住民側のアーティストが抵抗の文脈から作成したこと、C 地区の特殊性（イスラエルの法律が優越する状況）、聖書に基づいた理解が西側世界の歴史認識をゆがめている可能性、最高裁の最初の判断は追放命令そのものへの判断ではなく暫定的な差し止めであった点を応答で明らかにした。

いずれの報告も聴衆の関心を喚起し、活発な議論が交わされた。

鈴木啓之（東京大学中東地域研究センター）

（以上）